

佐賀県告示第三百六号

佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（昭和五十五年佐賀県告示第百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月十三日

佐賀県知事 古 川 康

第六条第三項中「及び第三号」を「から第七号まで」に改める。
別記様式中「及び(3)」を「から(7)并び」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。